



「変革 2027」の実現に資する就業規則等の改正について 提案を受ける！ その2

通勤手当における併行した自社線以外の交通機関の利用に関する見直し

●組織再編により広範囲からの通勤が増加していること等を踏まえ、並行した自社線以外の交通機関を利用することにより、出勤時又は帰宅時の通勤時間が15分以上短縮できる場合は、その利用を求めるものとする

現行 徒歩や乗継ぎの時間等を除き、交通機関の標準的な乗車時間が15分以上短縮出来る場合に認定

改正 乗車時間のほか、徒歩や乗継ぎの時間等も含めた全体の通勤時間が15分以上短縮出来る場合に認定

休日明示・勤務等の変更時の取扱いの見直し

●休日明示を変更する場合には「休日明示を変更する場合の取扱い」、指定した勤務等を変更する場合には「一旦指定した勤務及び休日等の取扱いについて」により取り扱っているが、融合と連携等による働き方の変化などを踏まえ見直しをする

現行の16項目を13項目へ

「休日明示を変更する場合の取扱い」

現行	改正
① 私傷病による欠勤が生じた場合	① 有給休暇、無給休暇又はその他の欠勤が生じた場合
② その他の有給休暇又は無給休暇が発生した場合	② 女性社員の妊娠により、予定した勤務に従事することができなくなった場合
③ 転勤、転職、昇職、降職、退職又は出向を命じた場合	③ 転勤、転職、昇職、降職又は退職（労働関係事務取扱規程第10条の規定による退職を含む。）を命じた場合
④ 第41条第1項3号から第7号の定めによる退職が生じた場合	就業規則第41条第1項第4号から第8号の規定による退職、エルダー社員就業規則第9条第1項第2号から第5号の規定による雇用契約の終了、グリーンスタッフ就業規則第37条第1項第2号から第6号の規定による雇用契約の終了、解雇、出勤停止又は懲戒処分決定前の終業制限が生じた場合
⑤ 解雇を命じた場合	⑤ ダイヤ改正等業務執行体制の変更が生じた場合
⑥ 出勤停止又は懲戒処分決定前の就業制限を命じた場合	⑥ 部外関連工事等の立会い等又は部外との打合せを行う必要が急遽生じた場合
⑦ ダイヤ改正等業務遂行体制の変更が生じた場合	⑦ 警備を行う必要が急遽生じた場合
⑧ お客様の要請等により急遽団体臨時列車の運転を計画する必要が生じた場合	⑧ 労働関係事務取扱規程第3条の規定に基づく扱いが必要となった場合
⑨ 当初予定しなかった団体添乗を行う必要が生じた場合	⑨ 昇職試験の合格者研修を行う場合
⑩ 部外関連工事等緊急やむを得ない立ち合い等が必要になった場合	⑩ 乗務員養成のため同一箇所内において担務変更を命じた場合
⑪ 昇進試験の合格者研修を行う場合	会社又は連盟主催の競技会やMy project交流会等の代表となり、大会(本社以外における大会を含む。)に出場することが決定した場合
⑫ 会社又は連盟主催の競技会等や小集団活動発表会等において代表となり、大会に出場することが決定した場合	⑫ 天候不良等のやむを得ない事由により会社又は連盟主催の出場予定の競技会当の開催予定が変更となった場合
⑬ 天候不良等のやむを得ず事由により会社又は連盟主催の出場予定の競技会当の開催予定が変更となった場合	⑬ 部外団体の主催する各種大会等への参加を認めた者が生じた場合
⑭ 部外団体が主催する各種大会等への参加を認めた者が生じた場合	
⑮ 長期的な警備が必要となった場合	
⑯ 「労使間の取扱いに関する協約」第49条の定めに基づく扱いが必要になった場合	

「休日明示を変更する場合の取扱い」と「一旦指定した勤務及び休日等の取扱いについて」の表記等を統一してよりわかりやすくする

※「一旦指定した勤務及び休日等の取扱いについて」も一部見直しが表示されている

実施日：令和6年4月1日

いま安全第一の職場づくりに向けて議論しています。多岐にわたる提案内容となっておりますが、社員間の競争に繋がるものであってはなりません。キャリア加算について議論経過があるので丁寧な議論が必要です。風通しのよい職場づくりをめざし、職場現実を踏まえ、組合員・社員の声をもとに向き合って議論していきます！